

猪名川河川事務所 Twitter（ツイッター）運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、猪名川河川事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とします。

2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントの運用は、猪名川河川事務所が実施する事業の他、災害対応といった取り組みに関して情報発信することにより、猪名川河川事務所の業務について理解を深めていただくことをポリシーとします。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとします。

- (1) ツイッター ユーザーが「ツイート（＝140文字以内の短文）を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス
- (2) 公式ツイッター 猪名川河川事務所が設置・運営するツイッターユーザー名及びアカウント
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと
- (4) ツイート ツイッターに投稿する文章のことをいう
- (5) 公式ツイート 公式ツイッターから投稿するツイートをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。（常に自分が受信できるようアカウント登録すること）
- (7) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信すること
- (8) リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

公式ツイッターの運営主体及びアカウントの管理は猪名川河川事務所とし、以下のとおり運用することとします。

(1) 発信する情報

- ・猪名川河川事務所の事業、災害対応といった取り組みの情報
- ・猪名川河川事務所が主催・協賛し、一般参加が可能な講演会・イベント等の情報
- ・事業実施区域での身近な話題
- ・その他、猪名川河川事務所が必要と判断した行政情報、業務に関連する団体及び該当記事等のリンク先URL

(2) 発信する文章の作成担当

ツイートする文章は、猪名川河川事務所公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に掲載する情報を補完するため所管課が作成します。

(3) 発信にあたっての留意点

ア 誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めます

イ 信頼性が確保できない情報は発信しません

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、猪名川河川事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時公式アカウントでツイートします。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式ツイッターアカウントは、原則として情報発信を行うものとし、個人アカウントへのフォローやリプライ、リツイートは行いません。

ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリツイートは、行うことがあります。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式ツイッターのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにします。また、ツイッターのユーザー名を公式ホームページ上に明示します。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとします。

(7) 利用の促進

利用者が猪名川河川事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録します。

(8) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則公式ホームページとします。

(9) 状況の監視

PCからアクセスするツイッター画面の状況について異常がないか、適時確認を行います。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知します。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターアカウントにより発信し、周知します。

6. 知的財産権について

・ ツイートした、写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、国土交通省又は正当な権利を有する者に帰属します。

・ Twitterでの「フォロー」、「リツイート」については、自由に使用していただくことができます。また、出所を明記しての転載は可能です。

- ・ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

7. 注意事項

- ・当T w i t t e rへのリツイート、リプライ（以下「リツイート等」といいます）への個別対応は、原則としていたしませんのであらかじめご了承ください。
- ・以下の項目に該当する場合は、利用をご遠慮ください。発信内容に関係のないリツイート等や、以下の事項に該当すると判断したリツイート等は、コメントの投稿者に断りなく全部又一部を削除する場合があります。
 - ・法令等に違反するもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・犯罪行為を助長するもの
 - ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
 - ・本人の承諾なく、個人情報を開示・漏洩する等のプライバシーを侵害するもの
 - ・第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
 - ・営利を目的としたもの
 - ・記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
 - ・T w i t t e rの利用規約に反するもの
 - ・その他、運営上、不相当であると判断されるもの
- ・下記の事項等につきまして、責任を負うものではありません。予めご了承ください。
- ・利用者が当T w i t t e rを利用したことにより、または利用できなかったことにより被った損害
 - ・当T w i t t e rに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害
 - ・当T w i t t e rに関連して生じた利用者と第三者とのトラブル、またはその被った損害

8. その他

情報発信については、内閣官房セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日付）に基づき、運営します。

ツイッターの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとします。